

国空航第569号  
平成23年6月30日

日本航空医療学会理事長 小濱 啓次 殿  
救急ヘリ病院ネットワーク理事長 國松 孝次 殿

国土交通省航空局技術部運航課長



大規模災害時における航空法施行規則第176条第二号の解釈について（回答）

平成23年6月30日付けで照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

この度の東日本大震災に当たっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置され、すべての国務大臣がその本部長、副本部長又は本部員となったことから、当該本部の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第176条第2号の国土交通省、防衛省又は警察庁の依頼又は通報により当該任務を行う航空機に該当する。